

令和3年度 先駆的・重点的地域福祉活動助成事業 募集要項

1. 助成の目的

地域において生活支援を求めている人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、先駆的、または重点的に力を入れた住民による福祉活動や福祉のまちづくり活動の推進を図るために、創意工夫をこらして主体的に進める事業に対し、共同募金配分金を財源として助成します。

2. 助成の対象となる団体

助成の対象となる団体は、志摩市内において地域福祉を推進する次のいずれかに該当する非営利の団体とします。

- ア 社会福祉団体
- イ 更生保護団体
- ウ 特定非営利活動法人
- エ ボランティア団体

3. 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は次のいずれかを目的とした事業とします。

- (1) 高齢者福祉の増進
- (2) 障がい者福祉の増進
- (3) 児童・子育て世帯への福祉の増進
- (4) 生活困窮者支援の推進
- (5) 健康・保健の増進
- (6) 防災減災・災害救助活動の推進
- (7) ボランティアの普及・ネットワーク形成及び醸成の促進
- (8) その他、志摩市地域福祉活動計画を推進するための事業

【事業内容の例】

事業名	事業内容
(1) 生活支援事業	①日々の生活の中で必要とされる直接的な福祉サービス（家事支援、買い物支援等）
	②家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等が身近な場所で行う健康維持、レクリエーション等の仲間づくり活動又は支援活動
	③在宅で介護している方々に対する各種支援事業
	④在宅の障がい児者や高齢者に対し、日常生活に必要な各種機器を貸し出す事業
(2) 社会参加事業	①児童を対象にした福祉教育、広く住民を対象とした社会福祉やボランティア活動についての学習等、教育的な側面からの支援事業
	②自立、就労が困難な方々に対し、自立、就労の実現に向けて行われる支援事業
	③地域住民の参加による体験、交流事業
	④地域住民が安心して暮らせるバリアフリーを目指したまちづくりのための事業
(3) 総合福祉事業	①地域で児童や青少年の健全育成を図るための事業及び保護者をはじめとした子育て支援事業
	②ボランティア団体等の育成及び援助のために行う事業
	③子育て相談、介護相談等の各種相談事業
	④福祉関係者や広く住民全般に行う情報提供、啓発事業

4. 対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は助成対象外とします。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業や、国または地方公共団体の補助金や現物が充当される事業
- (2) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業
- (3) 社会福祉を目的としていても政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (5) 公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団等の補助を受けた事業
- (6) 助成金以外の収入、又は繰越金を含むほかの財源をもって実施することが適当と認められる事業（団体の経営上3か月程度の運転資金は認める）。
- (7) 助成事業による効果が期待できない事業
- (8) 当該年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとしている事業

5. 助成の内容

1 団体 1 申請とし、10 万円を限度として事業費を助成します。

6. 事業の対象期間

令和3年4月1日（水）～ 令和4年3月31日（水）

7. 審査方法

助成金の交付決定にあたっては、第1次・第2次審査により審査、選考を行います。審査方法については次のとおりです。

- (1) 審査日 令和3年 6月6日（日）
- (2) 会場 磯部健康福祉センターかがやき（〒517-0214 志摩市磯部町迫間955）
- (3) 審査員

審査員	選出区分	人数
共同募金配分委員	民生委員児童委員、住民代表、共同募金委員会運営委員	7名
児童福祉関係者	主任児童委員	1名
市内企業代表者	共同募金寄付企業代表者	2名

- (4) 審査方法

①第1次審査

- ・審査は公開審査とし、申請者のプレゼンテーションにより審査員が審査します。
- ・審査員は、上記7-(3)のとおりで10名です。

- ・プレゼンテーションの順番は、五十音順とします。ただし、やむをえない事情によりプレゼンテーションの時間に参加できない場合は、順番を変更することができます。
- ・申請者の説明時間は、10分以内とします。その後、審査員から3分程度の質問を行います。
- ・審査項目は、次の5つの項目とし評価の視点を考慮して審査します。

審査項目	評価の視点
①事業の公益性	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに大きな役割を果たす事業であるか。
②事業の先駆性	時代状況に応じた新しい分野に取り組み、課題を解決するための工夫やアイデアがある事業であるか。
③事業の継続・発展性	今後も、様々な活動に広がる可能性を持つ事業であり、継続が見込まれる事業であるか。
④事業の実現性	実施体制、事業計画などから実現可能な事業であるか。
⑤事業の妥当性	共同募金の使途として、市民に理解が得られる事業（経費）であり、経費見積もりが妥当であるか。

- ・審査における評価の方法は、審査項目ごとに次の5段階評価とします。

点数	5	4	3	2	1
評価	非常に優れている	優れている	良好である	やや劣っている	劣っている

- ・審査員1名の持点は、1申請25点とし、審査員10名の合計250点を満点とします。
- ・審査員10名の合計点数の上位より順に第2次審査において交付額の査定を行います。

②第2次審査

- ・審査員は、共同募金配分委員会委員の7名です。
- ・審査は非公開とし、第1次審査において上位の申請団体から順に交付額の査定を行います。

(5) 審査日程

時間	内容
9:30～	受付
10:00～	共同募金配分委員会委員長挨拶 審査員紹介・申請者紹介 諸注意事項の説明
10:20～	第1次審査：プレゼンテーション（公開） ・申請者による事業内容の説明（1団体10分） ・審査員からの質疑（3分）・転換（2分） （15分×6団体＝約90分）
11:50～	昼食・休憩

13:00～	第1次審査：プレゼンテーション（公開） ・申請者による事業内容の説明（1団体10分） ・審査委員からの質疑（3分）・転換（2分） （15分×7団体＝約105分）
14:45～	休憩
15:00～ 16:30	第2次審査：申請額の査定（非公開） 終了（予定）

※審査日程は、申請者数により変更が生じることがございます。

8. プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションについては、どのような方法で説明していただいても結構です。ただし、本会では、パソコン、プロジェクター、ホワイトボードのみ準備しますので、その他説明に必要な資料等については申請者にて準備をお願いします。

- ・パンフレットなどを活用する場合は、12部ご用意ください。
- ・既定の申請書類により説明していただく場合は、本会にて審査員の人数分を準備します。
- ・パワーポイントにて説明いただく場合は、事前にデータをお預かりいたします。

9. 助成金の交付

本会所定の請求書の提出に基づき助成金を交付します。（6月末予定）

10. 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月14日（金）午後5時必着

11. 応募方法

本会備え付けの申請書類（本会ホームページよりダウンロード可能）に必要な事項を記入のうえ、募集期間内に提出してください。

なお、受付時間は、土日、祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

12. 事業報告

助成を受けられた申請者は、当該事業の完了後2ヶ月以内又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに、本会所定の報告様式により事業実績報告書の提出をお願いします。

13. 留意事項

- （1）志摩市社会福祉協議会 共同募金配分金交付要綱も併せてご覧ください。
- （2）新型コロナウイルス感染拡大の状況から、審査会の開催が困難となった場合は改めてご連絡いたします。

14. 問い合わせ

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会 地域支援課 地域支援担当係
〒517 - 0214 志摩市磯部町迫間955 電話：0599－55－3885

以 上